

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	予防接種事務			
②事務の概要	四條畷市は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市内に居住する者に対して、医療機関で予防接種(個別接種方式)を受けるための事業を実施している。また、接種の受け方について、市民への啓発や接種に関する相談を行うとともに、予防接種情報の管理、統計報資料の作成及び報告並びに健康被害者への給付等の事務を行っている。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で、特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①法による予防接種の対象者把握及び未接種者の把握に関する事務 ②①の対象者への勧奨及び案内通知に関する事務 ③法による予防接種履歴の記録に関する事務 ④法による費用徴収に関する事務 ⑤法による予防接種による健康被害救済の支給に関する事務			
③システムの名称	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
健康管理(予防接種)システム情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の25、27、28及び29の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第23条、第25条、第30条及び第31条 2 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の25の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第23条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康福祉部 保健センター			
②所属長の役職名	保健センター所長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 保健センター 〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号 電話:072-877-1231

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表二の17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表二の16条の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表二の16条の2、17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表二の16条の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2	事後	
平成29年3月31日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月12日	平成29年3月15日	事後	
平成29年3月31日	II しいき値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月12日	平成29年3月15日	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健センター 所長 高津 和憲	保健センター 所長 豊留 利永	事後	
平成30年12月28日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月15日	平成30年3月31日	事後	
平成30年12月28日	II しいき値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健センター 所長 豊留 利永	保健センター 所長	事後	
令和1年6月26日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月26日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日	II しいき値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日	IV－8	内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表二の16の2、17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表二の16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表二の16の2、17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表二の16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う号ズレを修正
令和4年9月12日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年9月12日	II しいき値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	

[illegible]